

Ⅰ 東京都医療的ケア児支援センター（区部）の相談状況

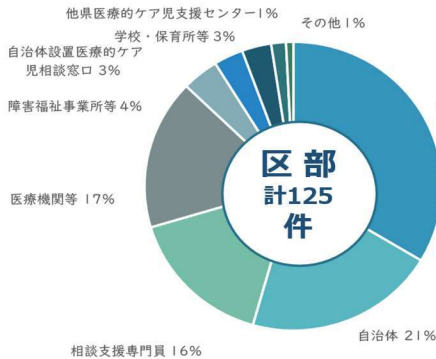
- (1) 令和7年4～5月全体の相談件数 個別支援 24件・地域支援 31件 計 55件
(2) 令和6年度の相談実績

支援センター（区部）の状況（令和6年4月～令和7年3月）

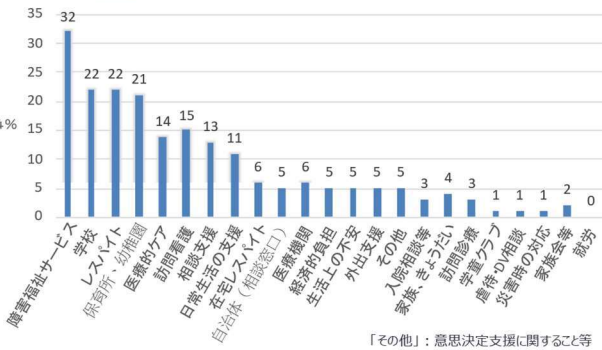
■ 全体の相談件数 計 258件 （個別支援）125件（地域支援）133件

■ 個別支援 特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応

相談者属性



相談等の内容



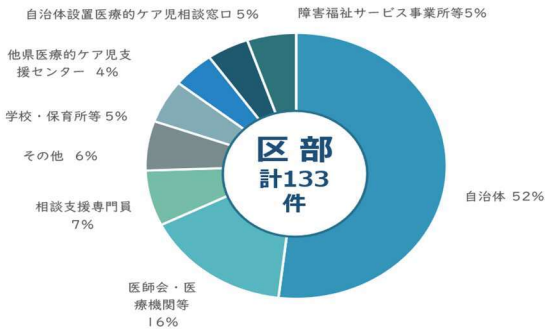
「その他」：意思決定支援に関すること等

相談事例

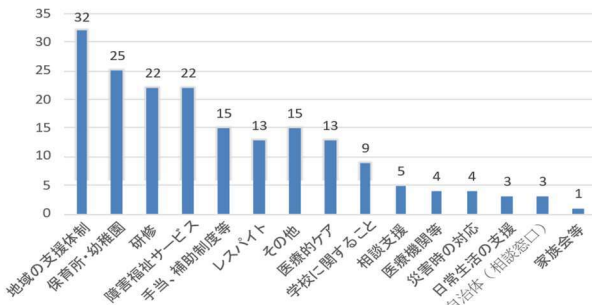
- 中学校入学後に歩行可能な医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービス事業所の情報を知りたい（区相談支援専門員）
- 兄弟児を保育園へ送迎する際、気管切開、酸素療法、経管栄養が必要な子を一緒に連れて行く必要があり困っている（家族）

■ 地域支援 自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援

相談者属性



情報提供等の内容



「その他」：実態調査に関すること、医療的ケア児支援法に関することなど

相談事例

- 保育所で人工呼吸器が必要な子の受け入れを検討したいので、実績のある他自治体の状況を知りたい（区保育主管課）
- 発達に伴い重症心身障害児対象の施設を利用できなくなった子の移行先や支援に関して、他自治体における状況や対応について意見交換がしたい（区相談支援専門員）

2 東京都の令和7年度医療的ケア児支援関連事業の概要

4-1-1 令和7年度都における取組（障害福祉）

障害福祉における取組全体

協議 の場	■ 医療的ケア児支援地域協議会（R3-）継続 ・ 医療的ケア児支援に係る関係機関による施策の推進や連携の強化を図る協議の場を運営
相談 拠点	■ 医療的ケア児支援センター（R4-）継続 ・ 医療的ケア児・家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関への情報提供、連絡調整の拠点
在宅 支援	■ 重症心身障害児等在宅療育支援事業（S57-）継続 ・ 訪問看護による医療的ケアや発達・療育支援、家族への看護技術指導や療育相談等を実施 ■ 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業（R5-）継続 ・ 訪問看護ステーションの職員に対する研修を実施し、医療的ケア児の受入に係る経費を補助 ■ 在宅レスパイト・就労等支援事業（H23-）R7拡充 ・ 家族の休養や就労等を支援するため、自宅へ訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援 ■ 障害者（児）ショートステイ事業 継続 ・ 短期入所事業所において病床確保、看護師等に係る経費補助により受入を促進 ・ 医療型短期入所の新規開設に向けた開拓、医療機器等の整備費用を補助
通所 支援	■ 障害児の放課後等支援事業（R3-）継続 ・ 医療的ケア児や重症心身障害児の放課後等の支援の拡充に取り組む区市町村を支援 ■ 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業（H27-）継続 ・ 通所施設における適切な療育環境の確保を図るため、区市町村を通じて必要な経費を補助 ■ 重症心身障害児（者）通所委託（受入促進員配置）（H22-）継続 ・ 都が指定する通所事業所に対して、高い技術を持った看護師等の配置に係る費用を助成し、受入を促進

令和6年度第3回東京都医療的ケア児支援地域協議会事務局説明資料 20

4-1-2 令和7年度都における取組（障害福祉）

人材 育成	■ 医療的ケア児等支援者育成研修（H29-）継続 ・ 支援に関わる関係機関職員（教育・保育、行政職員も含む）を対象に、支援に関する基本的な理解を促進 ■ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修（H30-）継続 ・ 主に相談支援専門員等を対象に医療的ケア児の支援を地域において総合調整するコーディネーターを養成 ■ 医療的ケア児受入促進研修（R4-）継続 ・ 障害児通所支援事業所等向けの医療的ケア児の受入れ、体制整備に向けた基礎知識の習得 ■ 医療的ケア児に対応できる看護職員育成研修（R5-）継続 ・ 障害児通所支援事業所への就業予定、希望がある看護職員向けの医療的ケアの知識・技術の習得
保護 者の 就労	■ 医療的ケア児ペアレントメンター事業（R5-）継続 ・ 親の就労や子育てに関する不安や悩みに対してメンターによる傾聴、共感、寄り添い等の支援 ■ 医療的ケア児日中預かり支援事業（R5-）継続 ・ 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対して、必要な経費を補助
区市 町村 支援	■ 医療的ケア児等総合支援事業（R5-）継続 ・ 医療的ケア児等の支援体制整備に係る各区市町村の取組に対して経費を補助



医療的ケア児支援ポータルサイト



医療的ケア児ペアレントメンターInstagram公式アカウント

令和6年度第3回東京都医療的ケア児支援地域協議会事務局説明資料 21

4-1-3 令和7年度都における取組（障害福祉）

【拡充】在宅レスパイト・就労等支援事業

令和7年度予算額
169百万円

1 目的

- 重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の家族の休養（レスパイト）や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援し、重症心身障害児（者）や医療的ケア児の健康の保持とその家族の福祉の向上を推進する。

2 事業概要

- 区市町村が実施する事業に対して、補助を行う。

事項	内容
実施方法	区市町村補助 (区市町村が訪問看護事業者と委託契約し、ケアを実施)
負担割合	都：1/2、区市町村：1/2
補助基準額	15,000円（2時間）～30,000円（4時間）
対象者	次の状態にある者を介護する家族等 ①医療的ケアがある重症心身障害児（者） ②日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障害児（医療的ケア児） ※利用目的は、家族の休養（レスパイト）または離職防止等（就労等支援）とする
利用時間	【R7拡充】年間288時間を超えない範囲（R6年度：144時間）



令和6年度第3回東京都医療的ケア児支援地域協議会事務局説明資料 22

4-2-2 令和7年度都における取組（保育）

医療的ケア児等の育ちの支援事業（新規）

R7予算案 47,000千円

実施内容

保護者の就労等の有無にかかわらず、医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童をベビーシッターが定期的に保育し、非認知能力の向上など、**子供の健やかな成長を図る**ことを目的とする。併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。

令和7年度の取組

項目	内容
対象児童	医療的ケア等の程度を勘案して、 集団保育での受入れが難しいと区市町村が認める未就学児 であること ・身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。 ・医療的ケアの程度により保育所等に通うことが困難な場合や保育所の受入体制により通うことが困難な場合等も含む
実施主体	区市町村
実施事業者	地域型保育事業の居宅訪問型保育事業者（認可） ※ 本事業に従事するベビーシッターは、居宅訪問型保育専門研修を受講した者であること
利用料の上限	日額2,200円 月額44,000円を上限 ※ 日額制の場合は1日8時間、月額制の場合は1月160時間利用の場合の上限額。それを超える場合は、1時間当たり275円が上限額 (例) 1日11時間利用する場合の利用料の上限額は、3,025円（基本分2,200円＋延長825円）
利用時間	上限なし
補助内容	① 運営費 ア 看護師を配置する場合 1時間当たり 6,500円 イ 保育士等を配置する場合 1時間当たり 3,000円 ※ 看護師及び保育士等の2名で保育を行っている時間帯のみ併用可 ② 要支援家庭等対応強化加算 1施設当たり年額742千円 及び 実費負担額 ③ 多子世帯支援（令和7年9月から第一子に拡充） 上限額：日額2,200円 月額44,000円 など
負担割合	都：10/10
その他	・児童の状態に応じて、保護者やシッター以外の他者と関わる機会の確保に努めること（公園や障害児支援施設へ連れていく等） ・児童の様子や発育状況等を区市町村に報告すること

令和6年度第3回東京都医療的ケア児支援地域協議会事務局説明資料 24

4-2-1 令和7年度都における取組（保育）

医療的ケア児保育支援事業について

R7予算案 687,058千円

事業概要

【事業内容】

保育所等に看護師等を配置するための経費等を区市町村を通じて補助し、医療的ケア児の受入れ体制を整備する。

【対象施設】

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、認証保育所、多様な他者との関わりの機会の創出事業 など

【補助項目】

- (1) 看護師等の配置 (2) 研修受講支援 (3) 補助者の配置 (4) 保育支援者の配置
(5) ガイドラインの策定 (6) 検討会の設置 (7) 医療的ケア児の備品整備 (8) 災害対策備品整備
(9) 送迎支援 (10) ICT機器導入

【負担割合】

○ 国事業の対象となる補助内容について（認可保育所での実施の場合など）

・ 補助項目（1）から（8）まで

国：1/2 都：1/4 区市町村：1/4（所定の要件を満たす場合 国：2/3 都：1/6 区市町村：1/6（※1））

・ 補助項目（9）及び（10）

国：1/2 都：1/4 区市町村：1/4（所定の要件を満たす場合 国：2/3 都：1/6 区市町村：1/6（※1））

○ 国事業の対象とならない補助内容について（認証保育所での実施の場合など）

都：1/2 区市町村：1/2（所定の要件を満たす場合 都：3/4 区市町村：1/4（※2）又は都：5/6 区市町村1/6（※1））

※1 「新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する」場合

※2 「自治体における医療的ケア児の受入児童数が、前年度を上回る（前年度と同程度の人数の申込みがないなど、前年度を上回ることができないやむを得ない理由がある場合を除く）」場合



令和6年度第3回東京都医療的ケア児支援地域協議会事務局説明資料 23

4-3-1 令和7年度都における取組（教育庁）

保護者付添期間短縮化事業の強化について（拡充）⑦0.7億円（⑥0.5億円）

概要

- 令和5年度より都立特別支援学校全校で保護者付添期間短縮化事業を本格実施
- 事業により大幅に短縮している一方で、人工呼吸器管理等の複雑・高度化した医療的ケアを有する場合は保護者付添期間が長期化する傾向
- 就学前に医療的ケアに携る訪問看護師等が入学後に学校看護師へ、手技等の実施を円滑に引き継ぐことで付添期間の短縮化を図る

令和6年度第1回医療的ケア運営協議会資料より

	指示書 提出済	4月末		5月末	
		付添い解除	解除率	付添い解除	解除率
令和6年度	90人	40人	44.4%	71人	78.9%
令和5年度	47人	7人	14.9%	31人	66.0%
参考令和3年度	58人	4人	6.9%	14人	24.1%

学校看護師の安定的な確保について（拡充）⑦13億円（⑥12億円）

概要

特別支援学校の専用通学車両に同乗する看護師の安定的な確保のため、総合非常勤看護師の配置数を拡大

医療的ケア児専用通学車両（拡充）⑦15億円（⑥13億円）

概要

特別支援学校の専用通学車両の運行台数を拡大（124台⇒134台）

※参考：令和7年度東京都予算案の概要URL

https://www.zaimu1.metro.tokyo.lg.jp/zaisei/20250131_reiwa7nendo_tokyotoyosanangaiyou/7yosanangaiyou.pdf

令和6年度第3回東京都医療的ケア児支援地域協議会事務局説明資料 26